

青井保育園  
指定管理者募集要項

令和7年4月

足立区教育委員会 子ども家庭部  
私立保育園課

## 目 次

1	公募の趣旨	1
2	応募資格	1
3	青井保育園の概要	3
4	指定管理者の業務の範囲	4
5	管理の基準	6
6	指定管理者の指定期間	6
7	青井保育園の運営条件	6
8	公募に係るスケジュール（予定）	10
9	募集要項等の入手方法	10
10	施設見学会	10
11	質疑及び回答	11
12	応募事前通知書の提出	11
13	申請書類の提出	12
14	候補者の選定方法等	12
15	選定後の手続き等	14
16	その他	15
17	問い合わせ先及び書類の提出先	17

## 1 公募の趣旨

足立区立青井保育園（以下、「青井保育園」という。）の管理運営について、児童福祉及び就労支援施策に貢献し、施設の運営に良好な実績のある事業者を指定管理者として指定するため、広く事業者を公募します。

保育園の運営にあたっては、多様化する保育ニーズに的確に対応するとともに、足立区の考える「子どもを真ん中にして、保護者と保育施設と区が手つなぎをした保育」を実現していくため「質」の確保・向上にしっかり取り組んでいく必要があります。

青井保育園については、民間事業者の活力と手法を生かして保育園の管理・運営を行うことで、保育サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。

今回は、現在“社会福祉法人からしだね”が指定管理者として保育園運営をしている青井保育園が、令和8年度で指定期間満了となるため、次期指定管理者を募集します。指定管理者候補者（以下、「候補者」という。）の選定は事業者からの具体的な提案を募集し、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下、「審査会」という。）において、プロポーザル方式により選考を行います。

※ 今後の保育需要によっては、次期指定期間終了と合わせて、閉園することがあります。

## 2 応募資格

- (1) 令和7年4月1日現在、認可保育所、認定こども園又は幼稚園を3年以上運営している法人格を持つ事業者であり、質の高い保育サービスを提供する能力を有すること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営ができること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、国の通知通達、条例等の関係法令等を遵守できること。
- (4) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、保育所を経営するために必要な経済的基礎があることとし、応募事前通知書の提出期限時点で次のア、イの要件を満たすこと。
  - ア 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。
  - イ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む応募者全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、また、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (5) 児童福祉法第35条第5項第4号イからルに該当しないこと及び次のアからサのいずれにも該当すること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
  - イ 代表者、役員又はその使用人が、刑法（明治40年4月24日法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
  - ウ 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

- エ 応募した時点で、労働社会保険諸法令を遵守している団体であること。
- オ 法人又はその代表者が、児童福祉事業を行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。但し、法規違反の認定より3か月以内に改善されるなど改善意欲が確実に認められる場合は、審査会の意見を付して区長決定により、応募資格のない期間を「1年以上」まで短縮することができるものとする。
- カ 法人又はその代表者が、指定暴力団の構成員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと）のほか、児童福祉施設の管理運営者としてふさわしくない者でないこと。
- キ 法人又は法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者でないこと。
- ク 法人又はその代表者が、法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、区市町村税等の税金を滞納していないこと。
- ケ 破産法（平成16年6月2日法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）の適用を受けているもの又は受けようとしているものでないこと。
- コ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないものであること。
- サ 法人が足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成27年3月27日付26足総契発第2106号）及び足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱（平成23年1月26日付22足総契発第1170号）に定める措置要件に該当しないこと。
- ※ ただし、イ、ウ、オについては、各項目に該当するものと認定した法人又はその代表者等が、当該認定事実又は行為について、責を負わないことが明らかになったときは、2年経過の有無にかかわらず、応募資格停止の措置を直ちに解除すること（足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱第4条第7項に準じる）。
- なお、公益通報による調査の結果、公益監察員が法令等の違反事実が存在したと判断し、是正勧告がなされた場合は、それを尊重すること。
- この場合において、違反を行った法人に措置を講ずるときは、足立区の定める契約条項等の措置の程度と公益監察員の勧告によって示される措置の程度との均衡を図ること。
- (6) 事業遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、安定的な運営ができること。
- (7) 「4 指定管理者の業務の範囲」に定める業務はもちろん、円滑な業務の引継ぎや足立区子ども施設指定管理者評価委員会による業務評価への協力等、本募集要項並びに足立区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の間で締結する足立区青井保育園の管理運営に関する基本協定書及び年度協定書において定められた指定管理者の義務を適切に履行できること。
- (8) 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）、「保育所の設置認可等について」の一部改正について（平成26年

12月12日雇児発1212第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の關係通知において認可できる見込みがあること。

(9) 本要項に定めるもののほか、本要項「7 青井保育園の運営条件(1)法令等の遵守について」に定める法令等における設置主体としての要件を満たすこと。

(10) 青井保育園は都営住宅1階部分を施設として使用していることから、東京都や住宅供給公社から出された施設管理面の指示に従うこと。

※ 応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとみなし、選考の対象外とします。また、本公募開始後、上記法令等の改正法が施行された場合は、改正後の法令等の基準を満たさなければならないものとします。

### 3 青井保育園の概要

(1) 施設種別

児童福祉法第35条第3項に基づく認可保育所

(2) 現在の定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
定員	9名	13名	20名	20名	40名	102名

(3) 所在地等

ア 所在地 足立区青井三丁目24番2-101号(都営青井三丁目第3アパート内)

イ 開設年月日 平成19年4月1日

(現在の指定管理者が運営する保育園としての開設日)

ウ 延べ床面積 680.12㎡

エ 敷地面積 1636.07㎡

オ 園庭面積 548.80㎡

カ 建設年 昭和61年

キ 構造 鉄筋コンクリート造9階建ての都営住宅1階の一部

(4) 特別保育事業

ア 延長保育

(ア) 勤務時間及び通勤時間の都合で基本の保育時間以外に保育が必要な世帯を対象に、定められた時間内(月曜日から土曜日までの午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時30分まで(祝日、年末年始を除く。))で月ぎめ延長保育を実施している。

(イ) スポット利用(一時利用)についても対応している。

(ウ) 延長保育の利用料については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例及び足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則で定めた料金(別紙1参照)の範囲内で実施。

イ 年末保育

(ア) 年末(12月29日、30日(日曜日を除く))に、保護者が就労のため保育が必要な世帯を対象に、年末保育を実施している。

(イ) 年末保育利用料については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事

業等の利用者負担に関する条例及び足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則で定めた料金（別紙1参照）の範囲内で実施。

(5) その他の保育等サービス

ア 産休明け保育

生後8週目（57日目）から保育を行う。

イ 発達支援児保育

発達に心配のある児童などに、発育にあわせて保育上必要な配慮や支援を行う。

ウ 乳幼児すこやか相談

(ア) 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）の午前10時から午後4時まで実施。

(イ) 園児の保護者に限らず、地域に居住するどなたからでも子育てに関する悩みや疑問などの相談を電話、FAX、メール又は面談の方法でお受けする。

(ウ) 費用は無料。

#### 4 指定管理者の業務の範囲

(1) 以下に掲げる保育事業の実施にかかる業務（足立区長又は足立区教育委員会（以下、「区」という。）の権限に関するものを除く。）

ア 月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分まで（祝日、年末年始を除く。）の保育の実施に関すること。

イ 児童一人ひとりの人格を尊重した保育を実施すること。

ウ 十分な内容の全体的な計画を作成すること。

エ 十分な内容の長期的・短期的な指導計画及び3歳児未満時に対する個別的な指導計画を作成すること。

オ 指導計画において具体的なねらい及び内容や長時間にわたる保育について設定し、展開すること。

カ 保育士等及び保育所の自己評価を行い、評価の結果を踏まえ保育の内容等の改善を図ること。

キ 午睡等の適切な休息をとるための安全な睡眠環境を確保すること。

ク 個人情報保護に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切な措置を講じること。

ケ 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。

コ 事業計画、事業報告書を適切に作成すること。

サ 職員を適正に配置し、各職員の職務分掌を明確にすること。

シ 労働基準法（昭和22年法律第49号）上、適正な勤務体制にし、勤務関連帳簿を整備すること。

ス 児童出欠表、児童票を作成すること。

セ 業務日誌（園日誌）を適切に作成すること。

ソ 職員会議（全体職員会議、保育カリキュラム会議、給食（献立）会議、事務連絡会議等）を適切に開催し、施設全体の共通理解を図ること。

タ 職員に対し給与を適正に支給すること。また、賃金台帳を整備すること。

チ 適正に社会保険へ加入すること。

- ツ 健康診断を適切に実施すること。
  - テ 職員に対し適正な研修の機会を確保すること。
  - ト 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく避難確保計画を作成し、訓練を実施すること。
  - ナ 避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施し、訓練結果の記録を整備すること。
  - ニ 災害の発生に備えたマニュアルを整備すること。
  - ヌ 児童の安全対策について、外部からの不審者等の侵入防止や事故発生時等の適切な救命措置等必要な措置を講じること。
  - ネ 保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等に理解及び協力を得るよう努めるとともに児童の健康状態等共有を図ること。
  - ノ 児童の就学に際し、保育所児童保育要録の写しを小学校へ送付すること。
  - ハ 小学校の教師等との意見交換など連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
  - ヒ 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成すること。
  - フ 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定すること。
  - ヘ 給与栄養量の目標を設定すること。
  - ホ 献立を適切に作成し、定めた献立に従って食事を提供すること。
  - マ 食事の提供にあたっては、児童の状況に応じた配慮を行うこと。
  - ミ 食物アレルギーへの対応を適切に行うこと。
  - ム 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させること。
  - メ 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行うこと。
  - モ 食中毒事故の発生予防を行い、検食を適切に行うこと。
  - ヤ 保健計画を作成すること。
  - ユ 健康診断を適切に行うほか、日々の健康状態を観察すること。
  - ヨ 児童虐待の早期発見のため児童の心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応すること。
  - ラ 児童の体調不良等への対処を適切に行うこと。
  - リ 感染症の予防対策を講じること。また、感染症発生時には速やかに適切な報告を行うこと。
  - ル アレルギー疾患への対応を適切に行うこと。
  - レ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じ、睡眠時チェック表を作成すること。
  - ロ 保育中の事故防止のため、児童の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組むこと。
  - ワ 事故発生時に適切に対応すること。
  - ヲ 委託費の支出を適切に行い、健全な運用を行うこと。
- (2) 特別保育事業の実施に係る業務
- ア 延長保育の実施に関すること。
    - ※ 詳細は「3（4）ア 延長保育」を参照のこと。
  - イ 年末保育の実施に関すること。
    - ※ 詳細は「3（4）イ 年末保育」を参照のこと。

- (3) その他の保育サービスに関する業務
  - ア 産休明け（生後8週目（57日目））の保育の実施に関すること。
  - イ 発達支援児保育の実施に関すること。
  - ウ 乳幼児すこやか相談の実施に関すること。
    - ※ 詳細は「3（5）ウ 乳幼児すこやか相談」を参照のこと。
  - エ 応募する事業者の提案する特色ある特別保育事業や在宅子育て家庭に対する支援策の実施に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関する業務
  - ア 施設・付属設備の管理・保守点検及び物品等の取り扱いに関する業務を行うこと。
  - イ 施設内の清掃、整頓その他の環境整備に関する業務を行うこと。
  - ウ 植栽の管理（害虫駆除を含む。）を行うこと。
  - エ 廃棄物の処理を行うこと。
  - オ 1件250万円（税込）未満の修繕をおこなうこと。なお、250万円（税込）以上の修繕については、甲と乙で協議の上、実施時期、負担等を定める。
  - カ 日常の警備業務を行い、園児等の安全を確保すること。
  - キ 災害や事故の発生などの緊急時において、園児等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保等の迅速かつ確かな対応を行うこと。
  - ク 休日・夜間の連絡体制を確保すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が保育所の管理運営に必要と認める業務

## 5 管理の基準

- (1) 「4 指定管理者の業務の範囲」に定める業務を適正かつ効率的に行わなければなりません。
- (2) 指定管理者及び保育所の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保育所を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、保育所の管理に関し知り得た秘密をほかに漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とします。

## 6 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とします（議会の議決により正式に指定されます。）。

## 7 青井保育園の運営条件

- (1) 法令等の遵守について
 

運営に際しては、該当する以下の法令等及び条件を遵守してください。

  - ア 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
  - イ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
  - ウ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
  - エ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令第213号）
  - オ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

- カ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発第0905第5号）
- キ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日東京都条例第43号）
- ク 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日東京都規則第47号）
- ケ 東京都保育所設備・運営基準解説（令和5年9月21日版）
- コ 東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成10年3月31日付9福子推第1047号）
- サ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年6月21日法律第91号）
- シ 保育所指導検査基準（令和6年1月15日適用）（東京都福祉保健局）
- ス 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第55号）
- セ 足立区保育扶助要綱（平成31年2月4日付30足教子整発第1419号）
- ソ 足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱（平成31年2月4日付30足教子整発第1419号）
- タ 足立区教育・保育の質ガイドライン
- チ 足立区公契約条例（平成25年9月30日条例第47号）に係る特約条項
- ツ 足立区延長保育事業要綱
- テ その他関係法令、条例及び厚生労働省通達等
  - ※ 本公募開始後、上記法令等の改正法が施行された場合は、改正後の法令等を遵守してください。

(2) 法令上必要な許認可について

	提出書類	法令	提出先
ア	営業届	食品衛生法第57条及び第68条	足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
イ	給食施設開始届及び給食運営状況票（開始届添付書類）	健康増進法第20条	足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
ウ	防火・防災管理者選任（解任）届出書	消防法第8条及び第36条	足立消防署
エ	消防計画作成（変更）届出書及び消防計画書	消防法第8条及び第36条	足立消防署
オ	就業規則、給与規定、育児休業に関する規定、介護休業に関する規定、36協定	労働基準法第36条及び第89条	足立労働基準監督署

※ 今公募開始後に必要な許認可が追加された場合は、それに対応すること。

(3) 引継ぎ保育の実施について

保育所保育指針に従った保育を行い、青井保育園が進めている足立区の小学校就学前教育や保育園運営を引き継ぐことを目的とするため、引継ぎに関する協定を締結のうえ、以下のとおり実施していただくこととします。その上で、利用者の要望等を取り入れながら、事業者の創意工夫により保育の質の向上、保育内容の充実に努め、次に掲げる引継ぎ保育を実施してください。

※ 現在の指定管理者が再度指定を受けた場合は、引継ぎは不要となります。

ア 引継ぎ期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。その間、保護者説明会を最低3回以上開催してください。

イ 引継ぎ内容

現指定管理者と実施していただく引継ぎ内容及びスケジュールは別紙2のとおり。

引継ぎに関する詳細な事項は、別途、区と十分協議した上で行ってください。

(4) 施設利用者の個人情報の取扱いについて

取扱いは十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、そのほか適切な管理を行い、個人情報保護のための必要な規程の整備、職員教育など、必要な措置を講じてください。

(5) 給食

園内調理とし、地域業者からの食材購入や調理方法等について、足立区及び青井保育園で実施している現状を引継ぐように努めてください。食事等は、個人の発育状況、摂取状況などに合わせて提供してください。

(6) 費用負担

指定期間中は、子ども・子育て支援制度で認められる実費徴収を除き、消耗品や備品購入、あるいは冷暖房費など、新たな費用名目を設けて保護者からの費用徴収を行わないでください。

(7) 保育園の定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
定員	9名	13名	20名	20名	40名	102名

※ 今後の保育需要によっては、次期指定期間終了に合わせて、新規児童の受け入れを中止することがあります。

(8) 開園時間

基本開所時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
延長保育時間	午前7時00分～午前7時30分（30分延長） 午後6時30分～午後8時30分（2時間延長）

(9) 開園日

月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始12月29日から1月3日を除く）

(10) 職員等

ア 足立区保育扶助要綱、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱で定めた配置基準を満たすこと。

イ 園長は、申請書類提出日時点で東京都の保育所設置認可等事務取扱要綱の基準を満たす者であることを前提とする。そのうえで、専任かつ他の施設と兼務しない者で、認可保育所において園長職又は副園長職（主任保育士）の経験を1年以上有しているか、もしくは、乳幼児を預かる保育施設（種別は問わない）において常勤保育士として勤務した経験が7年以上あること（無資格者としての勤務経験は算入不可）。

ウ 職員と園児の関係に配慮し、運営開始後3年間は園長の交代は行わないこと。

また、運営開始後2年間は保育士の交代は行わないこと。

(11) 実施していただく特別保育事業

ア 延長保育

(ア) 勤務時間及び通勤時間の都合で基本の保育時間以外に保育が必要な世帯を対象に、定められた時間内（月曜日から土曜日までの午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時30分まで（祝日、年末年始を除く。））で月ぎめ延長保育を実施してください。

(イ) スポット利用（一時利用）についても対応してください。

(ウ) 延長保育の利用料については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例及び足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則で定めた料金（別紙1参照）の範囲内で実施してください。

#### イ 年末保育

(ア) 年末（12月29日、30日（日曜日を除く））に、保護者が就労のため保育が必要な世帯を対象に、年末保育を実施してください。

(イ) 年末保育利用料については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例及び足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則で定めた料金（別紙1参照）の範囲内で実施してください。

#### (12) 実施していただくその他の保育等サービス

##### ア 産休明け保育

生後8週目（57日目）から、保育を実施してください。

##### イ 発達支援児保育

発達に心配のある児童などを受入れ、発育にあわせて保育上必要な配慮や支援を行ってください。

##### ウ 乳幼児すこやか相談

(ア) 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）の午前10時から午後4時まで実施してください。

(イ) 園児の保護者に限らず、地域に居住するどなたからでも子育てに関する悩みや疑問などの相談を電話、FAX、メール又は面談の方法でお受けしてください。

(ウ) 費用は無料にしてください。

#### (13) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 指定期間開始後3年間は毎年受審し、結果の公表に同意してください。それ以降も第三者評価の受審に努めてください。

イ 受審に際しては、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関に依頼してください（利用者調査のみの実施も可です。）。

#### (14) 教育・保育の「質」の向上について

足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った教育・保育を進めてください。また、保育の質向上のため足立区主催の研修等に積極的に参加してください。

#### (15) 入園手続

保育園の入園事務手続は、別途足立区が各保育所に依頼する内容を遵守してください。

#### (16) 管理運営経費の支払い

原則として「足立区公設民営保育園管理運営委託料支出要綱」別紙3に基づき、

管理運営に必要な金額を委託料として区から支払います。

※ 要綱の内容は変更となる可能性があります。

(17) その他

ア 指定管理者の指定後に締結する引継ぎに関する協定を遵守してください。

イ 指定期間開始前に締結する運営に関する基本協定を遵守してください。

## 8 公募に係るスケジュール（予定）

項目	日程（全て令和7年度）
公募開始・募集要項の発表	あだち広報4月25日号に指定管理者募集の記事を掲載 4月25日（金）足立区公式ホームページに募集要項を掲載
施設見学会の開催	5月15日（木） 申込締切：5月13日（火）正午
質問票の提出期限	5月19日（月）正午
応募事前通知書の提出締切	5月23日（金）正午
応募申請書提出期限（財務資料）	5月26日（月）正午
応募申請書提出期限（財務資料以外）	5月30日（金）正午
第1次選定審査会	7～8月 書類審査等 ※ただし、応募事業者が3者以下の場合は第2次選定審査会と併せて実施
第2次選定審査会	8月 事業者・園長予定者ヒアリング等
労働条件審査	8～9月 社会保険労務士による書類審査、現地調査、ヒアリング
指定管理者指定の議決	12月（又は3月） 足立区議会定例会での審議
指定管理者の公表	12月（又は3月） 足立区公式ホームページに指定管理者を掲載

## 9 募集要項等の入手方法

足立区ホームページからダウンロード

## 10 施設見学会

(1) 日時

令和7年5月15日（木） 午前10時30分より（予定）

※ 申込者が多い場合は、複数回に分けて実施するため、時間が変更になる場合があります。

(2) 場 所

青井保育園

(3) 対 象

応募資格のある事業者

(4) 申込方法

**様式1**「施設見学会申込書」に必要事項を記載のうえ、メールで送信してください（送信後は、必ず電話での受信確認の連絡をお願いします。）。メールを送付される際には、件名を「【青井】施設見学会申込（事業者名）」に統一してください。ほかに公募している園の施設見学会への参加を希望される場合も、1園ずつ申し込みを行ってください。

(5) 申込締切

令和7年5月13日（火）正午（必着）

(6) 施設見学会に参加されない事業者へ

施設見学会に参加されなくても応募は可能です。質問がありましたら、以下の「1 1 質疑及び回答」に沿ってメールでご提出願います。

## 1 1 質疑及び回答

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票**様式2**」に記載の上、メールにより送付してください。これ以外の方法（電話、訪問等）による質問はご遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。ほかに公募している園に対し同様の質問がある場合も、1園ずつ作成してください。

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和7年5月19日（月）正午（必着）

イ 提出方法

メールにて送付してください（送信後は、必ず電話での受信確認の連絡をお願いします。）。メールを送付される際には、件名を「【青井】質問票（事業者名）」に統一してください。

(3) 回答の方法

令和7年5月22日（木）頃を目途に、受け付けた質疑に対する回答書を送信します。回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

## 1 2 応募事前通知書の提出

本公募への申込みを検討している事業者は、次により応募事前通知書を提出してください。応募書類の作成に必要となる「エントリー記号」をお知らせします。

(1) 提出書類

応募事前通知書**様式3**

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金）正午

- ※1 メール又は持参にて提出してください。
- ※2 メールの場合はメール送信後に必ず受信確認の電話連絡をしてください。
- ※3 メールを送付される際には、件名を「【青井】応募事前通知書（事業者名）」に統一してください。
- ※4 持参される場合は、必ず事前に電話予約の上ご来庁ください。

### 1.3 申請書類の提出

応募事前通知書を提出し、本公募への申込みを希望する事業者は、**別紙4**に定める書類を提出してください。足立区にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募がなかったものとみなします。また、受付期間内に応募事前通知書を提出していない事業者は申込みできません。

原則として、提出締切日以降の申請書類の追加及び差替えは認められません。ただし、区が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

※ 応募事業者以外の方からの問い合わせにはお答えいたしかねますので予めご了承ください。

#### (1) 提出書類及び提出書類作成方法

提出書類及び提出書類の作成方法については、**別紙4**を参照してください。

#### (2) 提出期限

- ▷ 財務資料1部…令和7年5月26日（月）正午《完全予約制》
- ▷ 財務資料以外（提案書、資料編の正本及び提案書、資料編の副本各1部）  
…令和7年5月30日（金）正午《完全予約制》

- ※1 前日までに必ず電話予約の上、持参にて提出してください。
- ※2 ご予約の状況により、希望の時間にお受けできない場合がありますので、予めご了承ください。
- ※3 提出期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても書類のお受け取りはいたしません。

### 1.4 候補者の選定方法等

#### (1) 選定基準

候補者を選定する基準は、以下の「第一次選定基準」及び「第二次選定基準」とおりです。選定基準は、子ども施設の目的を最も効果的に実現することができる候補者を選定する観点から定めています。

##### ア 第一次選定基準

- (ア) 事業計画・保育園運営
- (イ) 保育サービス
- (ウ) 職員管理
- (エ) 危機管理
- (オ) 園児の健康管理
- (カ) 経営の安定性
- (キ) 区内事業者への割合加点

区内経済の活性化に寄与し、区内における雇用が確保されるかの観点から、以下の区内事業者に対して総得点に加点割合を乗じた加点を行います（令和7年4月1日時点で確認できる場合に限り）。

要件	加点割合 (%)
区内に主たる本部があり、区内に認可保育所、認定こども園又は幼稚園がある場合	5
区内に従たる支部があり、区内に認可保育所、認定こども園又は幼稚園がある場合	3

※ 「区内に主たる本部があり」とは、主たる事務所等が区内で登記されている場合とします。「区内に従たる支部があり」とは、従たる事務所等が区内で登記されている場合とします。

#### イ 第二次選定基準

- (ア) 施設運営の取組み、姿勢
- (イ) 保育・教育の取組みの実行性
- (ウ) 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性
- (エ) 危機管理対応の実行性
- (オ) 園長の適性や姿勢
- (カ) 既存運営施設実地調査
- (キ) 過去の事件・事故等に関する割合減点

事件・事故等による減点割合	事故等が悪質／社会的影響が大／同様の事故等が複数回発生 のいずれかの場合	-5%
	事業者の帰責性が大、再発防止策又は改善状況が不十分な場合	-4%
	事業者の帰責性は小、再発防止策又は改善状況が不十分な場合	-3%
	事業者の帰責性は大、再発防止策が適切で、改善が進んでいる場合	-2%
事件・事故等による減点割合	事業者の帰責性は小、再発防止策が適切で、改善が進んでいる場合	-1%
	事業者の帰責性が無い場合	0%

- ① 虚偽の記載を行った、又は故意に記載しなかったと審査会が判断した場合は、失格とします。
- ② 回答票に記載していただいた内容は、記載があるからといって必ずしもマイナス評価になるとは限りません。当該事件・事故に対する再発防止策、改善状況及び事件・事故を踏まえての管理方針等の内容によっては、評価項目に照らし、上表の記載にかかわらず0%（減点なし）となる場合もあります。

#### (2) 選定方法

##### ア 第一次選定（書類選定等）

選定基準に基づき提案書による書類審査、調査を参考にした審査を行い、第二次選定の対象事業者を選定します。

※ 選定予定日 令和7年7～8月頃

##### イ 第二次選定（事業者・園長予定者ヒアリング等）

応募提案書類及び調査をもとに、事業者へのヒアリング（25分程度）、園長予定者へのヒアリング（10分程度）等の審査を行い、選定基準に基づき評価します。ヒアリングには園長予定者及び事業者責任者は必ず出席することとします。

なお、ヒアリングで話してもらった内容については、提出書類によって提案されたとみなし、指定管理者として指定された場合には確実に履行してください。

- ※ 選定予定日 令和7年8月頃
- ※ 原則として、応募事業者が3者以下の場合は、第一次選定と第二次選定を併せて行います。
- ※ 選定順位1位の候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあった場合、次順位の者を候補者とします。

#### ウ 労働条件審査の対象事業者

選定順位1位になった事業者は、「足立区指定管理者選考における労働社会保険諸法令遵守の状況確認に関する要綱」に基づき、自己確認チェックシート様式4及び別紙5に記載のある資料を2部提出し、審査を受けていただきます。選定順位1位の候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあった場合、次順位の候補者が審査を受けていただきます。

- ※ チェックシートの代表者欄について、本人自署とする場合は、押印省略可能です。
- ※ 審査予定時期 令和7年8～9月頃
- ※ 審査書類の提出は、第二次選定終了後2～3週間の期日で提出期限を設定しますので、事前にご準備いただきますようお願いいたします。

#### (3) 選定結果の通知

選定結果の通知は、応募のあった事業者全てに文書にて通知します。

#### (4) 審査会による候補者への付帯事項の取扱いについて

選定結果通知において、付帯事項付で候補者となる場合、この付帯事項は提案書における提案内容と同等のものとなりますので、付帯事項を履行しなかった場合は、選定結果、候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

#### (5) 選定結果等の公表

選定審査会の選定結果については、候補者のみ事業者名と評価点数を公表し、その他については、評価点数のみの公表とします。

## 1 5 選定後の手続き等

### (1) 区議会の議決（指定の議決）

候補者の選定後、候補者を指定管理者に指定する議案を区議会に付議し、審議を受けます。ただし、区議会での審議が終了するまでの間に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、区議会が議決しなかった場合及び否決した場合は候補者の選定を取り消し、候補者が当該施設の管理運営事業を実施するために支出した費用・提供したノウハウの対価等については、区は一切の責任を負わず補償は行いませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 指定の通知

区議会の議決が得られた際には、候補者を指定管理者として指定し、決定通知書を送付します。

- ※ 指定管理者の指定は、行政処分としての効力があります。

### (3) 協定書の締結

指定管理者の指定後、教育委員会と事業者との間で、以下の協定を締結します。協定に違反した場合、指定を取り消すことがあります。

なお、別紙6の基本協定及び別紙7の年度協定は、事業者における本公募への応

募に係る検討の便宜のため、青井保育園の管理運営業務に必要な事項として現時点で足立区が想定する一般的な内容を示したものです。協定書の内容の詳細は、候補者の選定後、候補者に選定された事業者の提案内容等を踏まえた協議により決定するものとします。

ア 引継ぎに関する協定

指定管理者の指定後、引継ぎ保育の実施にあたり引継ぎに関する協定を締結していただきます。

イ 運営に関する基本協定

提案内容の確実な履行を確保するため、運営に関する基本協定<sup>別紙6</sup>を締結していただきます。

ウ 年度ごとの年度協定の締結<sup>別紙7</sup>

(4) 第2順位の候補者について

第1順位の候補者がこの要項に定める運営条件及び方法等を遵守しない場合又は令和8年3月末までに引継ぎに関する協定及び運営に関する基本協定が合意に至らないものと区が判断する場合は、第1順位の候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。この場合において、区は候補者の選定又は指定管理者の指定の取消しにより第1順位の候補者に生じた損害の賠償その他の一切の責任を負いません。

第1順位の候補者の選定又は指定管理者の指定が取り消された場合は、第2順位の候補者について、労働条件審査の受審とともに、選定後の手続き等を実施します。

## 16 その他

(1) 追加資料の提出等

区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め又はヒアリングを行います。

(2) 園長予定者

園長予定者が未定の場合は応募できません。また、指定管理者候補者を選定した後の園長予定者の変更は原則として認めません。

園長予定者が別の保育施設の園長予定者として内定している場合、他の募集に園長予定者として応募中である場合、もしくは他の募集に園長予定者として応募を予定している場合は、本公募への応募は不可とします。

(3) 応募者が運営する同一又は類似施設の調査

区が必要と認める場合は、応募者が運営する同一又は類似施設等の調査を行います。調査施設及び調査時期は区から連絡します。

(4) 知的財産権等

提案書の知的財産権は応募者に帰属します。ただし、指定管理者の公表や区議会への報告等必要な場合には、以下のとおり応募書類の内容を区は無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。なお、提案書は原則として返却できませんが、本要項に定める提出書類以外のものが提出された場合には、当該書類を返却する場合があります。

※ 公表させていただく主な内容

ア 施設の概要

(ア) 所在地

(イ) 施設規模等（構造、延床面積）

イ 候補者の概要

- (ア) 団体名（代表者名）
- (イ) 主たる事務所の所在地
- (ウ) 設立年月日
- (エ) 資本金
- (オ) 事業概要
- (カ) 役員及び評議員
- (キ) 足立区内及び他自治体での運営実績
- ウ 保育所運営方針及び収支計画の概要
  - (ア) 保育所運営方針の概要（保育方針、理念等）
  - (イ) 収支計画の概要（収入（補助金等）及び支出（人件費、管理費、事業費等）の金額）
- エ 職員の平均勤続年数及び平均給与
- (5) 情報の公開
  - 足立区情報公開条例に基づき、資料の要求や情報の開示の依頼があった場合、個人情報に該当するもの及び事業者の権利利益を明らかに侵害するものを除き、以下の資料等を原則開示します。
  - ア 事業者の提出資料
    - 応募の際の各提出書類、選定候補者から提出される自己確認チェックシート及び労働条件審査の際に提出される就業規則、指定管理者に対して行うモニタリングの際の各提出書類等
  - イ 結果報告書等
    - 財務状況調査結果表、労働条件審査の結果報告書等
- (6) 応募者名の公表
  - 申請書類を受付後、応募者名を公表します（ただし、応募者が3者以上の場合に限りません。）。
- (7) 審査委員との接触の禁止
  - 審査会の審査委員に対して、本公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には選定結果、候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消します。
- (8) 事実相反
  - 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合及び募集要項や提案書に記載された内容を履行しなかった場合は、選定結果、候補者の選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (9) 応募にかかる費用負担
  - 本公募への応募にかかる費用は、計画書の提出・未提出、提出した計画の採用・不採用に関係なく、一切を応募者の負担とします。
- (10) 応募に関して提供を受けた情報及び資料等の取扱い
  - 施設見学会で知り得た情報及び区が提供する資料について、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、当該検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示したりすることを禁じます。

## 17 問い合わせ先及び書類の提出先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階

足立区教育委員会 子ども家庭部

私立保育園課 公設民営担当

電話 03(3880)5321 直通

メール [kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp)